

第4回 定例会

海老名市議会の個人情報の保護に関する
条例の制定など16件を可決

令和4年第4回定例会は12月1日から12月16日までの会期で開催され、初日の本会議には、市長から海老名市特別会計条例や海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定など14件、議員から海老名市議会の個人情報の保護に関する条例を制定する議案1件が提案され、8件が委員会へ付託されました。

最終日には新たに、市長から妊婦・子育て家庭に対する保健師などの相談支援と10万円の給付を行う事業実施のための一般会計補正予算（第12号）が提案され、議員から意見書2件が提案されました。全ての案件の件名および審議結果などは、最終面「令和4年第4回定例会の会議結果」とおりです。

海老名市議会の個人情報の保護に関する
条例の制定

これまで、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人などでは別々の法律によって個人情報の保護を行ってきた。そのため、民間部門と公的部門で個人情報の定義が異なっていたり、例外規定のあり方が異なるなどの不均衡・不整合がありました。また地方公共団体などは各団体が条例で個人情報の保護を行っているため、地方公共団体間で条例の規定やその運用が異なるという問題がありました。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によって、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を個人情報保護法に統合し、国の行政機関、地方公共団体の機関などにおける個人情報の取扱いなどに関する共通ルールを規定する改正が行われました。その一方で、改正後の個人情報保護法では、議会は同法の適用外となりました。

地方議会においては、国会と同様、形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねられることとなり、個人情報保護法の改正規定が施行されるまでに、議会における個人情報保護に関する条例の制定が必要となったため、議員提案により新たな条例案が提案され、賛成多数により原案可決されました。

海老名市特別会計条例の制定

公共用地先行取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るとともに、法律の規定に基づいて設置している特別会計について定めるもので、全員賛成で原案可決されました。総務常任委員会での審査の概要は次のとおりです。

- 問** 公共用地先行取得事業特別会計の設置目的を伺います。
- 答** 地権者が複数の借地の取得や長期的な期間で進める公共事業で利用する用地の取得には、公共用地先行取得等事業債が非常に有効です。この地方債の活用には①将来、公共用などに利用する計画に基づいて取得する用地であること②用地特別会計による取得が原則であることが条件になっているため、この特別会計を設置したいものです。
- 問** 既にある国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、公共下水道事業会計の設置を、なぜ今回の条例に規定するのですか。
- 答** この4会計は地方自治法以外の法律で設置が義務づけられており、条例化する必要はありませんでしたが、弾力条項を適用する場合には条例で定める必要があることから、今回の条例の中に規定したいものです。
- 問** 弾力条項というものはどういふものですか。
- 答** 特別会計の事業の事業量が増加することによって、その執行経費が増大したとき、事業量の増加で増大すること

となった収入の中からこれに充てることができるという制度です。今般の新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの同時流行が懸念される中、予算の補正のいとまがない可能性が否定はできないことから、今回、弾力条項の適用を可能とすることで、予算に弾力性を付与する必要があると考えています。

指定管理者の指定・指定期間の変更

「総合福祉会館」「障害者第二デイサービスセンター・障害者第二デイサービスセンター」「障害者支援センター」あきばーの各指定管理者を指定するため3件の議案が提出され、3件とも原案可決されました。いずれの施設も指定期間は、令和5年4月1日から5年間です。また「わかば会館」の指定管理者の指定期間を変更するための議案が提出され、これも原案可決されました。指定期間が2年間延長され、令和7年3月31日までとなります。文教社会常任委員会での審査の概要は次のとおりです。

- 問** 指定管理者候補の選考方法について伺います。
- 答** 一次審査として書類審査を行い、二次審査としてプレゼンテーション審査を行いました。一次審査においては、100点満点で60点を超えた応募者を一次選考者とし、二次審査では、200点満点で120点を超えた一次選考者を指定管理者候補としました。
- 問** 労働条件審査が行われましたが、もし行われていない場合はその理由について伺います。
- 答** 選定委員会の中で、労働条件の確認をした上で社会保険労務士の委員に所見などをいただき、問題ないと判断しています。また、本市では、指定管理者の日々の運営中の労働条件審査を行うこととしています。
- 問** コロナの状況や電気代などの物価高騰といったリスク分担は、指定管理料にどう反映されるのか伺います。
- 答** 収支計画に大きな影響を与えるような場合には、指定管理者と協議しながら市として負担すべきものは負担したいと考えています。